

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

任意後見制度って？

Q : 任意後見制度ってどんな制度ですか？

A : 次のような制度です。

【解説】

任意後見制度とは、本人の判断能力があるうちに、あらかじめ信頼できる任意後見人を定めて、公正証書により次のような内容の契約をしておく制度です。公正証書には、将来、痴ほう等で判断能力が不十分になった場合に備え、自分に代わって任意後見人に、次のようなことを支援してもらえるように定めておきます。

- ① 預貯金や不動産など財産の管理
- ② 自分の意思を尊重した遺産分割の実行
- ③ 介護・福祉・医療サービスの利用手続など

その後、判断能力が不十分になったときに、任意後見人等が家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申告して、その監督人が就任した時から任意後見契約の効力が生じ、本人があらかじめ結んでおいた契約内容にしたがって任意後見人が本人を支援していくこととなります。

任意後見監督人はその名のとおり、任意後見人を監督します。また家庭裁判所は任意後見監督人から任意後見人の仕事の様子の報告をもらい、任意後見監督人及び任意後見人を監督します。このように2重のチェック機能で監督することにより権利の濫用を防止し、本人の保護を図るようになっていきますので、安心して制度を利用することができます。

なお、任意後見人には、家族や親しい友人などのほか、税理士もなることができます。

